

自己資本の構成に関する開示事項

株式会社三井住友銀行（単体）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	平成27年 6月末	経過措置 による 不算入額	平成27年 3月末	経過措置 による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	6,219,109		6,038,295	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	4,037,130		4,042,266	
2	うち、利益剰余金の額	2,181,979		2,327,629	
1c	うち、自己株式の額（△）	—		—	
26	うち、社外流出予定額（△）	—		331,601	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	—		—	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	662,940	994,410	651,493	977,239
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）	6,882,050		6,689,788	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	55,480	83,221	54,502	81,753
8	うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	55,480	83,221	54,502	81,753
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 65,699	△ 98,548	△ 49,439	△ 74,159
12	適格引当金不足額	27,712	41,568	25,304	37,957
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	19,618	29,428	18,683	28,025
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
15	前払年金費用の額	73,856	110,784	79,484	119,226
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—

19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	4,181	6,271	2,040	3,060	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	4,181	6,271	2,040	3,060	
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—	
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—	
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—	
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—	
27	その他Tier1資本不足額	—		—		
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）	115,149		130,575		
普通株式等Tier1資本						
29	普通株式等Tier1資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	6,766,900		6,559,212		
その他Tier1資本に係る基礎項目						
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—		—	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—		—	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	866,150		860,796		
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	△ 120		△ 210		
	うち、為替換算調整勘定の額	△ 120		△ 210		
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額（ニ）	866,030		860,586		
その他Tier1資本に係る調整項目						
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	—	—	

40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	63,692	95,538	63,692	95,538
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調達項目の額に算入されるものの額の合計額	50,212		47,003	
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	29,428		28,025	
	うち、適格引当金不足額の50%相当額	20,784		18,978	
42	Tier2資本不足額	—		—	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	113,904		110,695	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	752,125		749,890	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	7,519,025		7,309,102	
Tier2資本に係る基礎項目					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	483,270		376,262	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—		—	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,412,068		1,412,068	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	—		—	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	—		—	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	—		—	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	673,770		654,063	
	うち、その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	657,551		637,394	
	うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	16,218		16,668	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	2,569,108		2,442,394	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	—	—	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	—
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	—	—	—	—
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	50,000	75,000	50,000	75,000

	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	20,784		18,978	
	うち、旧告示第十四条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額	20,784		18,978	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	70,784		68,978	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	2,498,324		2,373,415	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	10,017,350		9,682,518	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	259,584		252,584	
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係る額	18,006		17,689	
	うち、前払年金費用に係る額	23,970		25,797	
	うち、その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段に係る額	183,151		183,151	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	51,208,698		51,232,836	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))	13.21%		12.80%	
62	Tier1比率 ((ト) / (ヲ))	14.68%		14.26%	
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	19.56%		18.89%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	530,132		524,368	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	759,903		734,569	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	—		—	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	2,273		2,386	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	280,950		278,163	

資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	866,150		866,150	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	3,964		—	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	1,412,068		1,412,068	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	47,012		60,062	